

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

二宮町は、温暖な気候と山と海に囲まれており、また、都心から比較的近い距離に立地していることから、昭和 45 年以降、住宅地造成が進み、人口が急速に増加した。しかしながら、近年は、平均世帯人員の減少により、次第に世帯の小規模化が進んでいる。年齢別には、15 歳未満の年少人口が減る一方で、65 歳以上の高齢人口が増加し、少子高齢化が進んでいる。

地域別には、中里、山西、松根では人口が増加しているが、新しい住宅地である百合が丘、富士見が丘や古くからの住宅地である二宮、川勾では人口が減少している。

一方、二宮町の産業構造及び中小企業者の実態においては、第 1 次産業の割合が 0.5%、第 2 次産業の割合が 12.6%、第 3 次産業の割合が 86.9%である。町内は基幹産業がなく、中小規模事業がほとんどであり、小売業とサービス業が 49%を占める商業中心の町である。

平成 26 年経済センサス基礎調査によると、二宮町の商工業者数は 884 事業所であるが、年々減少しており、廃業に歯止めがかからないのが現状である。

町の商業については、商業施設が JR 二宮駅を中心に南北に商店街があるが、廃業により空き店舗の増加が著しい。町を縦断する幹線道路の県道沿いには大型店が 3 店進出しており、それらを中心に商業施設が集積されている。商業圏内の近隣市町にも大型店が多く、大型店では安売り競争によって集客しているため、その影響により売上げの減少に歯止めがかからない。

また、工業においては、工業団地が 1 地区立地しているが、下請・孫請的な要素も多く、業界や親会社の業況に左右される事業所が多いのが現状である。

その他、町内においては、全国的な問題でもある経営者の高齢化、承継問題、高齢化に起因する IT 活用への関心などといった面においても浮き彫りになっている。

#### (2) 目標

上記 1 先端設備等の導入の促進の目標 (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等において説明したとおり、町内においては、中小企業者の厳しい経営環境が続いている。その中において、生産性革命を実現するための抜本的な対応として、生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、二宮町が導入促進基本計画を策定し、国の認定を受けることで、町内中小企業者自身の積極的な設備導入を促進し、労働生産性の飛躍的な向上を図り、もって地域の活性化を図る。

なお、件数においては、過去の国補助金の申請状況や町内中小企業の状況等を鑑み年間 3 件とし、計画期間においては 9 件とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする

## 2 先端設備等の種類

二宮町の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。また、今後も様々な分野の中小企業が町内で事業を営む可能性があることから柔軟な対応が必要である。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

本計画において対象となる区域、業種及び事業等について、町内の中小企業者においては、町内全域に点在しており、その業種ならびに事業等においても多種多様である。また、中小企業者においては、地域の中で事業を営むだけでなく、地域の活性化や社会貢献等に寄与している。

こうしたことから、導入促進基本計画において定める区域、業種及び事業等については、下記のとおりとする。

### (1) 対象地域

二宮町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

二宮町の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。また、今後も様々な分野の中小企業が町内で事業を営む可能性があることから柔軟な対応が必要である。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

生産性向上特別措置法に基づき、本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

二宮町は、先端設備等の導入の促進に伴う中小企業者からの申請を認定する際には、下記の事項に配慮する。

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。

③次のいずれかの事項に該当する中小企業または個人事業主は申請することができない。

- ・会社更生法、民事再生法に基づき、更生または再生手続きをしているもの。
- ・二宮町から指名停止を受けているもの。
- ・税を滞納しているもの
- ・暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過していないものが役員となっている企業や当該企業の事業活動を支配しているもの。